

平成23年度伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年条例216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

目次	1
1 定数の適正化の状況	2
2 職員の任免及び職員数に関する状況	2 ~ 3
(1) 職員採用状況（H21. 4. 2～H22. 3. 31）（H22. 4. 1）		
(2) 職員退職状況		
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由		
(4) 年齢別職員構成の状況		
(5) 職員数の推移		
3 職員の給与の状況	4 ~ 13
(1) 人件費の状況		
(2) 職員給与費の状況		
(3) ラスパイレス指数の状況		
(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況		
(5) 職員の初任給の状況		
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況		
(7) 一般行政職の級別職員数の状況		
(8) 職員の手当の状況		
(9) 特別職の報酬等の状況		
(10) 公営企業職員の状況		
(I) 水道事業		
(II) 下水道事業		
(III) 病院事業		
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	14
(1) 勤務時間		
(2) 休暇制度		
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
(1) 分限処分の状況		
(2) 懲戒処分の状況		
6 職員のサービスの状況	14
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	15
(1) 研修実施状況		
(2) 職員の勤務評定の実施状況		
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	15
(1) 健康に関すること		
(2) その他の福利厚生		
9 公平委員会の報告	15

1 定員の適正化の状況

市では、「最小の職員数で、最大の効果をあげる」ことを目的に、定員管理の取り組みを進めています。この取り組みは、総職員数を最小限に抑え、部門ごとに適切な職員を配置することにより、住民負担を抑制しながら、貴重な人材を活用しようとするものです。

定員の適正化については、平成20年度に策定した「伊勢市定員管理計画」に基づき、総職員数の削減に取り組んでおり、平成25年4月までの5年間で、職員165人の削減を目標としています。

なお、平成22年4月1日～平成23年4月1日に、事務事業の統合や整理などを行った結果、59人を削減しました。

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用状況（平成22年度中途採用者数）

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	0	0
病 院	9	3	12
消 防	0	0	0
合 計	9	3	12

(平成23年4月1日採用者数)

区 分	競争試験	選 考	合 計
一般行政など	8	0	8
教 育	0	5	5
病 院	1	4	5
消 防	10	0	10
合 計	19	9	28

(2) 職員退職状況（平成22年度退職者数）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
一般行政など	20	11	11	42
教 育	6	1	7	14
病 院	3	3	30	36
消 防	9	1	0	10
合 計	38	16	48	102

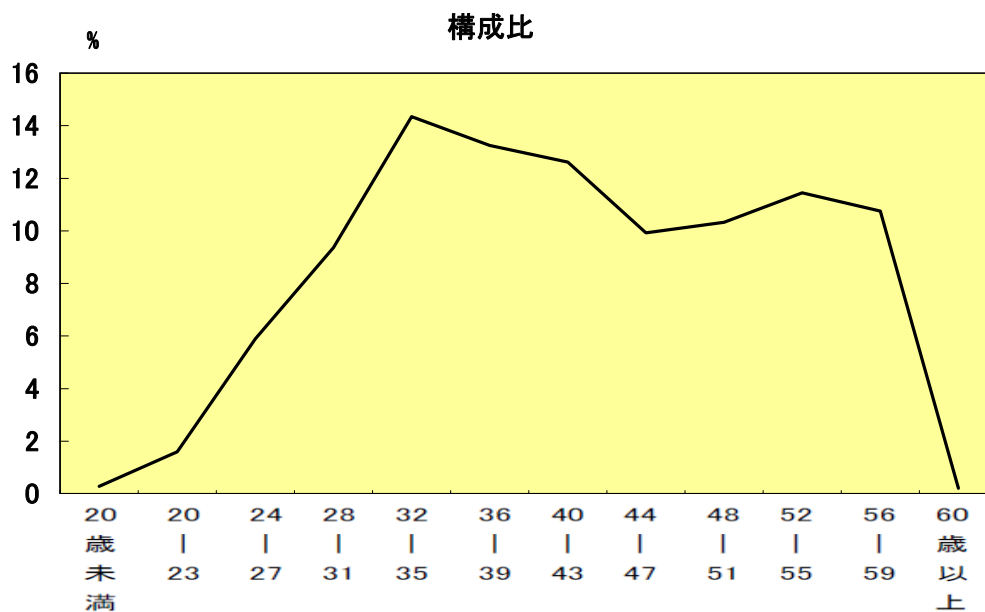
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成22年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	7	▲ 1	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 ・機構改革による組織の見直し
	総 務	154	163	▲ 9	
	税 務	52	52	0	
	民 生	198	203	▲ 5	
	衛 生	116	129	▲ 13	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	25	24	1	
	商 工	26	26	0	
土 木	97	103	▲ 6		
小 計		676	709	▲ 33	
特 別 行 部 門	教 育	138	147	▲ 9	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	189	189	0	
	小 計	327	336	▲ 9	
公 営 企 業 計 画 部 門	病 院	320	335	▲ 15	・医師・看護師などの退職による減
	水 道	36	38	▲ 2	
	下 水 道	38	36	2	
	そ の 他	45	47	▲ 2	
	小 計	439	456	▲ 17	
合 計		1,442	1,501	▲ 59	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の数を含まれていません。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	23人	85人	135人	207人	191人	182人	143人	149人	165人	155人	3人	1,442人

(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		814	804	777	740	709	676	▲ 138 (▲17.0%)
教育		169	154	151	149	147	138	▲ 31 (▲18.3%)
消防		172	172	184	185	189	189	17 (9.9%)
普通会計		1,155	1,130	1,112	1,074	1,045	1,003	▲ 152 (▲13.2%)
公営企業等会計		519	487	486	475	456	439	▲ 80 (▲15.4%)
総合計		1,674	1,617	1,598	1,549	1,501	1,442	▲ 232 (▲13.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率	(参考)
	(平成23年3月31日)	A	B	B/A	平成21年度人件費率
22年度	人 132,463	千円 45,757,855	千円 8,971,685	% 19.6	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 1,043	千円 3,988,709	千円 650,851	千円 1,432,511	千円 6,072,071	千円 5,822

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	伊勢市	類似団体平均	全国市平均
ラスパイレス指数	99.1	100.0	98.8

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 ラスパイレス指数は、国家公務員と学歴別、経験年数別に比較した数値です。

(4) 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	41.4 歳	324,654 円	402,090 円	347,244 円
三重県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	— 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	336,925 円	432,199 円	391,830 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.5	168人	333,416円	362,180円	343,915円
うち用務員	53.2	20人	361,319円	383,600円	365,080円
うち清掃職員	46.5	67人	328,934円	371,488円	344,866円
うち学校給食調理員	50.1	42人	336,500円	345,519円	338,893円
三重県	47.6	—	339,436円	393,105円	—
国	49.5	3,689人	283,862円	—	321,662円
類似団体	47.3	67人	331,947円	393,468円	373,504円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

◎技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みについて

○給料等の公表
・ 技能労務職員等の給料等を、細分化した職種別に公表する。
・ 三重県・国・類似団体と比較し、公表する。
○給料表の適用
平成18年7月より、技能労務職給料表（国・行政職二表）を導入し、給料表の運用の適正化に努めた。
○人員について
平成15年度より新規職員の採用を控えており、業務委託や指定管理者制度なども含め、人員の適正化に努める。

(参考：民間データ)

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理 業務従業員	44.6	290,600円
調理士	42.8	247,600円
用務員	53.8	209,700円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータです。
 ※数値については平成19年～21年の3ヶ年平均です。
 ※平均給与月額等について、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいます。
 ※業務内容・雇用形態(年数)等において完全に一致するものではありません。

(6) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	144,500 円	—
消防職	大学卒	191,600 円	—	—
	高校卒	161,600 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,490 円	303,621 円	350,182 円
	高校卒	214,650 円	273,400 円	311,550 円

(8) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	9 人	1.9 %
2 級	職員	44 人	9.2 %
3 級	職員	209 人	43.6 %
4 級	係長	103 人	21.5 %
5 級	課長補佐	37 人	7.7 %
6 級	課長	56 人	11.7 %
7 級	部長	21 人	4.4 %
合 計		479 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 職員の手当の状況(一般会計)

① 期末手当・勤勉手当

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,373 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,614 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) — 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

② 退職手当(平成23年4月1日現在)

伊勢市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) 1人当たり平均支給額(自己都合) 9,363千円 (勤奨・定年) 24,388千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)

(注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成21年度の状況を掲載しています。

③ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	27,796 千円		
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	29,633 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	45.2 %		
手当の種類(手当数)	9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の召集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の召集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

④時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	260,353 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	273 千円

⑤その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		122,703 千円	241,541 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 家賃12,000円以下 支給無し 12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) 23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		34,474 千円	307,803 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,000円 15～20km未満 7,900円 20～25km未満 8,800円 25～30km未満 9,700円 30～35km未満 10,600円 35～40km未満 11,500円 40～45km未満 12,400円 45～50km未満 13,300円 50～55km未満 14,200円 55～60km未満 15,100円 60km以上 16,000円 	異なる	<p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 2km未満 …支給無し 2～5km未満 …2,000円 5～10km未満 …4,100円 10～15km未満 …6,500円 15～20km未満 …8,900円 20～25km未満 …11,300円 25～30km未満 …13,700円 30～35km未満 …16,100円 35～40km未満 …18,500円 40～45km未満 …20,900円 45～50km未満 …21,800円 50～55km未満 …22,700円 55～60km未満 …23,600円 60km以上 …24,500円 	56,053 千円	63,987 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> 休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) 時間外勤務単価×135/100 	同じ		62,028 千円	504,296 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき 時間外勤務単価×25/100 	同じ		31,261 千円	215,592 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長 月額 69,000円 次長・参事 月額 55,000円 課長 月額 49,000円 副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) 2種 88,500円 3種 77,400円 4種 66,400円 6級(伊勢課長級) 3種 72,700円 4種 62,300円 5種 51,900円 	52,910 千円	608,158 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき 課長職1回 7,000円 部長職1回 8,500円 (6時間超の場合は150/100を乗じる) 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,500円 4種 7,000円 5種 6,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる) 	3,273 千円	42,506 円

(10) 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,010,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	783,000 円	1,030,000 円 / 609,700 円 865,000 円 / 592,800 円
報 酬	議 長	566,000 円	760,000 円 / 420,100 円
	副 議 長	508,000 円	670,000 円 / 366,600 円
	議 員	450,000 円	620,000 円 / 338,800 円
期 末 手 当	市 長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	3.95 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	2.95 月分	・役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

- (注) 1 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、市長については100%を上記給料月額から減額しています。
2 期末手当の支給割合は、平成23年度改定後の割合を表示しています。

(10) 公営企業職員の状況

(I) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,203,322	678,483	367,117	16.7	14.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	38人	159,890千円	19,121千円	58,023千円	237,034千円	6,238千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.4 歳	354,291 円	525,307 円
全国市町村平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成22年度の決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,527千円				1,373千円			
(平成23年度支給割合)				(平成23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		9,363千円
		(勸奨・定年)			(勸奨・定年) 24,388千円

(注) 1 旧3町村の職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成22年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	855 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	57,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	39.5 %		
手当の種類(手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円

危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	5,835 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	164 千円

オ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,175 千円	233,019 円
住居手当	一般会計に同じ			1,877 千円	312,800 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,758 千円	72,579 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,590 千円	636,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			31 千円	15,500 円

(II) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,231,567	△250,924	283,906	12.7	13.3

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	36人	128,677千円	23,396千円	46,686千円	198,759千円	5,521千円

(注) 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	39.0 歳	310,807 円	484,415 円
全国市町村平均	44.5 歳	358,932 円	530,720 円

(注) 1 基本給は、給料月額と扶養手当を合計した額です。

2 平均月収額は、平成22年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,334千円				1,373千円			
(平成22年度支給割合)				(平成22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) 支給割合は平成22年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評価を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

伊勢市(下水道事業)			伊勢市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		9,363千円
		(勸奨・定年) 21,960千円			(勸奨・定年) 24,388千円

- (注) 1 旧三町村職員については退職手当組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人あたりの平均支給額については平成22年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	67 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	13,360 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	13.9 %		
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	滞納整理業務を行った場合	日額 400円

エ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	10,254 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	316 千円

オ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,482 千円	238,348 円
住居手当	一般会計に同じ			2,743 千円	342,813 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,554 千円	75,114 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,171 千円	620,263 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			126 千円	36,000 円

(III) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	5,791,513	△ 163,379	3,370,444	58.2	57.2

イ 決算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	331人	1,299,928千円	493,986千円	473,624千円	2,267,538千円	6,851千円

- (注) 1 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医 師	43.0 歳	561,141 円	1,253,564 円
	看護師	40.6 歳	322,262 円	451,063 円
	事務職	40.4 歳	335,046 円	519,103 円
全国市町村平均	医 師	43.8 歳	570,112 円	1,376,318 円
	看護師	37.9 歳	287,568 円	453,757 円
	事務職	43.8 歳	342,657 円	518,520 円

- (注) 1 基本給は、給料月額、地域手当及び扶養手当を合計した額です。
2 平均月収額は、平成22年度決算額から算出し、その手当には期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)				伊勢市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,431千円				1,373千円			
(平成23年度支給割合)				(平成22年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
計 2.60	月分	1.35	月分	計 2.60	月分	1.35	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)				職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算5%~15%)			

(注) 支給割合は平成23年度給与改定後の割合を表示しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務評定を実施していないため、勤勉手当の支給率は全職員一律となっている。

イ 退職手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	3,286千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	9,363千円
	(勸奨・定年)	25,150千円		(勸奨・定年)	24,389千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した病院及び伊勢市全職種に支給された平均額を掲載しています。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		38,738 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		900,874 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	39 人	3~18 %

(注) 上記支給実績等は平成22年度、支給対象等は平成23年度の状況です。

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		200,506 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算、医師・看護師含む)		605,759 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長	月額 140,000円
		医療部長及び健診センター長	月額 130,000円
		医長	月額 120,000円
		副医長	月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学調査及び研究に従事する場合で大学卒業後2年を経過した者	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師	臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合	日額 400円
	看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員	看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師及び診療放射線技師	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師及び准看護師	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 1,600円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 2,200円

待機手当	医師及び歯科医師、医療技術職、看護師	救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合	待機の時間が8時間未満 待機1回 600円 待機の時間が8時間以上 待機1回 1,200円
変則勤務手当	健診センター職員	人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合	日額 300円
	手術室又は栄養管理課に勤務する職員	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき	
救急診療手当	医師及び歯科医師	当直中に救急患者の診療に従事したとき	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けたとき	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	165,895 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	498 千円
支給実績(22年度決算)	130,908 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	396 千円

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			27,628 千円	230,234 円
住居手当	一般会計に同じ			18,716 千円	334,215 円
通勤手当	一般会計に同じ			18,495 千円	67,011 円
管理職手当	一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円)			14,665 千円	862,647 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ (ただし健診センターは1勤務 10,000円)			870 千円	124,286 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			25,901 千円	194,745 円
宿日直手当	医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円	異	医師 1回 20,000円 その他 1回 5,900円	17,562 千円	325,223 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病欠休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成22年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	10	10
教 育	0	0	3	3
合 計	0	0	13	13

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	2	0	3
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	2	0	3

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

6 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成22年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
部長級研修	18	1
課長研修	68	2
課長補佐級・係長級研修	159	3
平成21年度新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	24	2
副主任研修	11	2
技能労務職員研修	196	8
目からうろこ研修	475	3
接遇講師養成研修	19	2
コンプライアンス研修	15	1
人材育成カレッジ	934	43
計	1,919	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
三重県自治会館組合	45
自治大学校	1
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	3
日本経営協会（NOMA）	13
三重県地方自治研究センター	16
その他研修	89
合 計	170

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成22年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	3,865千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

9 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成22年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

公平委員会の業務の状況（平成21年度実績）

業 務 の 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0